

大和市告示第54号

大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱及び大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年3月16日

大和市長 大 木 哲

大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱及び大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年大和市告示第52号）
- (2) 大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第108号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱及び大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱の規定により支給した給付金に係る不当利得の返還については、なお従前の例による。